

上下水道 のしおり



スー

熊本市上下水道局
新キャラクター



ミルル

熊本市上下水道局



目次

- 1 検針から請求まで
- 5 水道料金・下水道使用料
- 8 水道料金・下水道使用料のお支払い方法
- 10 いろいろな届出と申請
- 13 給水装置はお客様の財産です
- 15 漏水はすぐに修理を
- 17 貯水槽水道の管理
- 19 水道の水質について
- 21 上下水道局からのお願い[上水道編]
- 23 公共下水道への接続のお願い
- 26 下水道の各種補助制度
- 32 受益者負担金制度について
- 37 上下水道局からのお願い[下水道編]
- 38 上下水道局からのお知らせ
- 40 営業窓口のご案内



検針から請求まで

検針について

上下水道局では、水道メーターの検針を行い、使用した水の量に応じた水道料金等をお客様からいただいています。

●検針のサイクル

2ヵ月毎に検針を行っています。

※おおむね白川から東部地区は偶数月、西部地区（旧富合町・城南町・植木町を含む）は奇数月

●使用水量算定方法

検針で計量した使用水量（2ヵ月分）2分の1相当量を1ヵ月の水量とします。

●請求

検針月の翌月と翌々月に、上記使用水量分を請求しています。従いまして、請求は、実際のご使用月から2ヵ月程度遅れます。

（東部地区の例）

検針日	使用水量	請求水量	請求月	検針日	使用水量	請求水量	請求月
2月5日	42m ³	21m ³	3月分	4月5日	47m ³	24m ³	5月分
		21m ³	4月分			23m ³	6月分

※2月5日検針分は3月と4月に請求し、4月5日検針分は5月と6月に請求します。

「水道等ご使用量のお知らせ」（検針票）をご確認ください

●水せん番号CD
お問い合わせの時には、この番号をお知らせください。

●メーター取替水量
メーターの取替があった場合、前回の検針日からメーターの取替日までの使用水量を表示します。

●下水道使用料
下水道を接続している場合は、下水道使用料を併せて請求します。

●今回ご使用量
2ヵ月間の使用水量です。

●ご請求予定額
今回検針使用分の請求予定額をお知らせいたします。

●お問い合わせ

いつもご利用いただきありがとうございます。
水道等ご使用量のお知らせ
中央区水前寺6丁目2-45

お客様 熊本 太郎 様

水道のご使用について下記のとおりにお知らせします。

水せん番号CD	水道料金コード	下水道料金コード	戸数
1234567	013	12345	1

今 検針日 ○○年 4 月 5 日

回 指 針 505

前回指針(－) 458

メーター取替水量(＋)

今回ご使用量 47 m³

ご使用期間 2 月 5 日 ～ 今回検針日

前回ご使用量 42 m³ 今回検針日 48 m³

ご請求予定額			
年 月 分	○○年 5 月	○○年 6 月	
使用水量	24 m ³	23 m ³	
水道料金	3,344 円 (304)	3,168 円 (288)	
下水道使用料	3,037 円 (276)	2,865 円 (260)	
ご請求予定額	6,381 円 (580)	6,033 円 (548)	

*カッコ内は消費税等相当額です。

通 信 料

このお知らせ費で集金することはありません。

料金課 TEL 096-381-1118
〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇〇
熊 本 市 上 下 水 道 局

マンションなど(共同住宅)の検針・水道料金について

上下水道局では、受水槽を設置して給水されているマンションなど、各部屋が世帯単位で独立した住居として使用されている集合住宅のことを、「**共同住宅**」と呼んでいます。したがって、寮など集団で生計を営む住居や事務所、店舗は共同住宅として取り扱いません。

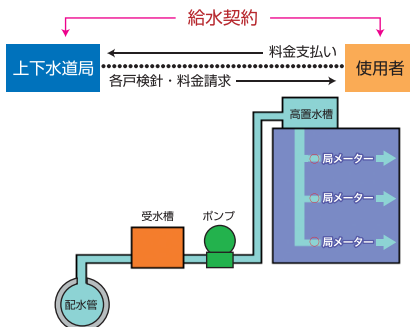
共同住宅の検針・水道料金には、次の二つの場合(方法)があります。

◆各部屋に上下水道局のメーターを設置している場合

各部屋に設置された水道メーターを検針し、次の方法で算出した水道料金を各部屋の使用者が直接支払う方法。

(水道料金の算出方法)

設置した水道メーターの使用水量をその口径別料金で算出した額。



◆全部屋を対象とした上下水道局のメーターを1個設置している場合

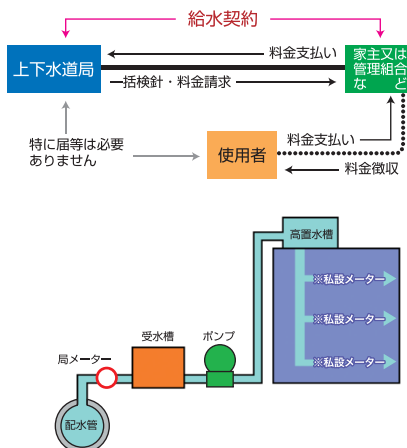
全部屋を対象とした水道メーターを検針し、次の①または②で算出する料金を家主または管理組合などが各部屋の使用者から徴収し、一括して支払う方法。

(水道料金の算出方法)

①設置した水道メーターの使用水量をその口径別料金で算出した額。

②設置した水道メーターの使用水量を、入居している部屋数で除して得た値を各部屋の基礎水量とし、基礎水量を一般用メーター口径20mmの料金で算出した額を各部屋合計した額。

(②の料金の適用は、上下水道局への申込手続きが必要です。)



※私設メーター(家主などが設置しているもの)の有無は、建物によって異なります。

下水道使用料について

下水道使用料は、家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水に変えて河川に放流するための経費や、下水道施設の維持管理のための経費にあてられています。

◆下水道使用料を納めていただく方

家庭や工場などからの汚水を下水道に流される方は、全て対象になります。

◆下水道使用料の算定について

- ①下水道使用料は、排除汚水量に基づき算定し、基本使用料と従量使用料の合計額となります。(次頁の料金表参照)
- ②使用料算定の基礎となる排除汚水量は次のように認定します。

・水道水を使用されている場合は、水道水の使用水量を排除汚水量とします。

(本市では、2ヵ月毎にメーターの検針を行い、その間の使用水量を2分割し、検針月の翌月と翌々月に振り分けて1ヵ月分の使用水量としています。)

・事業用として井戸水等を使用されている場合は、井戸水等の使用水量(くみ上げられた水量)を排除汚水量とします。

・井戸水や温泉水などを家庭用に使用されている場合の排除汚水量は次のように算定します。

井戸水等のみご使用の場合

A井戸水等の使用量を計量するためのメーターが設置してある場合	メーターで計量した使用水量を排除汚水量とします。
B井戸水等の使用量を計量するためのメーターがない場合	別表1の使用人数に応じた認定水量を排除汚水量とします。 (1人→9m ³ 、2人→15m ³ 、3人→20m ³ 、4人以上は、1人増える毎に4m ³ を加えた量)

別表1

(※1ヵ月あたり)

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量 (井戸水等のみ使用の場合)	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに4m³を加えた水量。

水道水と井戸水等を併用してご使用の場合

C井戸水等の使用量を計量するためのメーターが設置してある場合	メーターで計量した井戸水等の使用水量を水道水の使用水量に加え、その合計水量を汚水の量とします。
D井戸水等の使用量を計量するためのメーターがない場合	別表2の井戸水等の使用用途(使用人数別)に応じた世帯人員毎の認定水量を水道水の使用水量に加え、その合計水量を汚水の量とします。

別表2

(※1ヵ月あたり)

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
(水道水と併用) 認定水量人員用途別	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加すること、

用途に応じ、トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量

(例:消費税10%込み)

※2人で使用され、水道水10m³、井戸水をトイレ(4m³)と風呂(3m³)に使用の場合の使用料
 排除汚水量は $10\text{m}^3 + 7\text{m}^3 = 17\text{m}^3$ で認定
 料金表に基づき、17m³の使用料を算定
 $890.47\text{円(基本使用料)} + 1,063.15\text{円(従量使用料)} = 1,953.62\text{円} \cdots 1,953\text{円}$

- 一般家庭で井戸水を使用し、その排水を下水道へ排出される場合は、「水道水以外の水の使用状況申告書」を提出していただき、それに基づき下水道使用料を算出します。
- 上下水道局では、下水道使用料の未賦課や誤徴収を防ぐ目的で、水道の検針員が井戸水等の使用状況を定期的に確認しています。

◆届出のお願い

次のような場合は、必ず上下水道局お客さまセンターへ届出をお願いします。

- ・転居等により、下水道の使用を開始または中止するとき
- ・使用している水(水道水、井戸水、温泉水など)を変更するとき
- ・井戸水等を使用の一般家庭において、使用人数、使用用途に変更があった場合
- ・新築や浄化槽からの切り替えて、新たに汚水を下水道に流す場合は、給排水設備課 ☎096-381-1153 へご連絡ください。

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

水道料金・下水道使用料

(令和元年10月改正 消費税10%込み)

◆水道料金表(1ヵ月につき)

種別・用途・ 口径		料金区分	基本料金	従量料金	
				使用水量 (m ³)	料金 (1m ³ につき)
専用給水装置	一般用	13mm	990.00円	1～ 10	16.50円
		20mm	1,364.00円	11～ 20	148.50円
		25mm	1,859.00円	21～ 30	176.00円
				31～ 40	203.50円
				41～	242.00円
		40mm	4,235.00円		
		50mm	9,185.00円	1～ 50	242.00円
		75mm	16,335.00円	51～ 100	264.00円
		100mm	28,160.00円	101～ 500	286.00円
		150mm	60,500.00円	501～	319.00円
私設消火栓	浴場営業用		5,720.00円	1～ 150	なし
	一時用			151～	60.50円
				1m ³ につき	577.50円
演習用	50mm未満		1個1回20分以内につき		330.00円
	50mm以上		1個1回20分以内につき		660.00円

◆下水道使用料(1ヵ月につき)

汚水の種類	基本使用料	従量使用料	
		排除汚水量 (m ³)	料金 (1m ³ につき)
一般汚水	890.47円	1～ 10	14.65円
		11～ 20	130.95円
		21～ 50	172.85円
		51～ 200	209.51円
		201～ 500	251.42円
		501～ 2,000	293.32円
		2,001～	340.47円
公衆浴場汚水	—	1～	12.56円



(1円未満切捨て)

◆水道料金 簡易計算方法

口径	使用水量	料金の簡易計算式
13mm }	0m ³	口径別基本料金
	1m ³ ～ 10m ³	(使用水量 × 16.5円) + 口径別基本料金
	11m ³ ～ 20m ³	(使用水量 × 148.5円) + 口径別基本料金 - 1,320円
	21m ³ ～ 30m ³	(使用水量 × 176.0円) + 口径別基本料金 - 1,870円
	31m ³ ～ 40m ³	(使用水量 × 203.5円) + 口径別基本料金 - 2,695円
25mm	41m ³ 以上	(使用水量 × 242.0円) + 口径別基本料金 - 4,235円
口径	使用水量	料金の簡易計算式
40mm }	0m ³	口径別基本料金
	1m ³ ～ 50m ³	(使用水量 × 242円) + 口径別基本料金
	51m ³ ～ 100m ³	(使用水量 × 264円) + 口径別基本料金 - 1,100円
	101m ³ ～ 500m ³	(使用水量 × 286円) + 口径別基本料金 - 3,300円
150mm	501m ³ 以上	(使用水量 × 319円) + 口径別基本料金 - 19,800円

◆下水道使用料 簡易計算方法

(1円未満切捨て)

排除汚水量	使用料の簡易計算式
0m ³	基本使用料 890.47円
1m ³ ～ 10m ³ まで	(排除汚水量 × 14.65円) + 890.47円
11m ³ ～ 20m ³ まで	(排除汚水量 × 130.95円) - 272.53円
21m ³ ～ 50m ³ まで	(排除汚水量 × 172.85円) - 1,110.53円
51m ³ ～ 200m ³ まで	(排除汚水量 × 209.51円) - 2,943.53円
201m ³ ～ 500m ³ まで	(排除汚水量 × 251.42円) - 11,325.53円
501m ³ ～ 2,000m ³ まで	(排除汚水量 × 293.32円) - 32,275.53円
2,001m ³ 以上	(排除汚水量 × 340.47円) - 126,575.53円

上下水道料金早見表（消費税 10%込み）

口径13mm				口径20mm				口径25mm			
使用水量 排除汚水量 (㎡)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 排除汚水量 (㎡)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 排除汚水量 (㎡)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	990	890	1,880	0	1,364	890	2,254	0	1,859	890	2,749
1	1,006	905	1,911	1	1,380	905	2,285	1	1,875	905	2,780
2	1,023	919	1,942	2	1,397	919	2,316	2	1,892	919	2,811
3	1,039	934	1,973	3	1,413	934	2,347	3	1,908	934	2,842
4	1,056	949	2,005	4	1,430	949	2,379	4	1,925	949	2,874
5	1,072	963	2,035	5	1,446	963	2,409	5	1,941	963	2,904
6	1,089	978	2,067	6	1,463	978	2,441	6	1,958	978	2,936
7	1,105	993	2,098	7	1,479	993	2,472	7	1,974	993	2,967
8	1,122	1,007	2,129	8	1,496	1,007	2,503	8	1,991	1,007	2,998
9	1,138	1,022	2,160	9	1,512	1,022	2,534	9	2,007	1,022	3,029
10	1,155	1,036	2,191	10	1,529	1,036	2,565	10	2,024	1,036	3,060
11	1,303	1,167	2,470	11	1,677	1,167	2,844	11	2,172	1,167	3,339
12	1,452	1,298	2,750	12	1,826	1,298	3,124	12	2,321	1,298	3,619
13	1,600	1,429	3,029	13	1,974	1,429	3,403	13	2,469	1,429	3,898
14	1,749	1,560	3,309	14	2,123	1,560	3,683	14	2,618	1,560	4,178
15	1,897	1,691	3,588	15	2,271	1,691	3,962	15	2,766	1,691	4,457
16	2,046	1,822	3,868	16	2,420	1,822	4,242	16	2,915	1,822	4,737
17	2,194	1,953	4,147	17	2,568	1,953	4,521	17	3,063	1,953	5,016
18	2,343	2,084	4,427	18	2,717	2,084	4,801	18	3,212	2,084	5,296
19	2,491	2,215	4,706	19	2,865	2,215	5,080	19	3,360	2,215	5,575
20	2,640	2,346	4,986	20	3,014	2,346	5,360	20	3,509	2,346	5,855
21	2,816	2,519	5,335	21	3,190	2,519	5,709	21	3,685	2,519	6,204
22	2,992	2,692	5,684	22	3,366	2,692	6,058	22	3,861	2,692	6,553
23	3,168	2,865	6,033	23	3,542	2,865	6,407	23	4,037	2,865	6,902
24	3,344	3,037	6,381	24	3,718	3,037	6,755	24	4,213	3,037	7,250
25	3,520	3,210	6,730	25	3,894	3,210	7,104	25	4,389	3,210	7,599
26	3,696	3,383	7,079	26	4,070	3,383	7,453	26	4,565	3,383	7,948
27	3,872	3,556	7,428	27	4,246	3,556	7,802	27	4,741	3,556	8,297
28	4,048	3,729	7,777	28	4,422	3,729	8,151	28	4,917	3,729	8,646
29	4,224	3,902	8,126	29	4,598	3,902	8,500	29	5,093	3,902	8,995
30	4,400	4,074	8,474	30	4,774	4,074	8,848	30	5,269	4,074	9,343
31	4,603	4,247	8,850	31	4,977	4,247	9,224	31	5,472	4,247	9,719
32	4,807	4,420	9,227	32	5,181	4,420	9,601	32	5,676	4,420	10,096
33	5,010	4,593	9,603	33	5,384	4,593	9,977	33	5,879	4,593	10,472
34	5,214	4,766	9,980	34	5,588	4,766	10,354	34	6,083	4,766	10,849
35	5,417	4,939	10,356	35	5,791	4,939	10,730	35	6,286	4,939	11,225
36	5,621	5,112	10,733	36	5,995	5,112	11,107	36	6,490	5,112	11,602
37	5,824	5,284	11,108	37	6,198	5,284	11,482	37	6,693	5,284	11,977
38	6,028	5,457	11,485	38	6,402	5,457	11,859	38	6,897	5,457	12,354
39	6,231	5,630	11,861	39	6,605	5,630	12,235	39	7,100	5,630	12,730
40	6,435	5,803	12,238	40	6,809	5,803	12,612	40	7,304	5,803	13,107
41	6,677	5,976	12,653	41	7,051	5,976	13,027	41	7,546	5,976	13,522
42	6,919	6,149	13,068	42	7,293	6,149	13,442	42	7,788	6,149	13,937
43	7,161	6,322	13,483	43	7,535	6,322	13,857	43	8,030	6,322	14,352
44	7,403	6,494	13,897	44	7,777	6,494	14,271	44	8,272	6,494	14,766
45	7,645	6,667	14,312	45	8,019	6,667	14,686	45	8,514	6,667	15,181
46	7,887	6,840	14,727	46	8,261	6,840	15,101	46	8,756	6,840	15,596
47	8,129	7,013	15,142	47	8,503	7,013	15,516	47	8,998	7,013	16,011
48	8,371	7,186	15,557	48	8,745	7,186	15,931	48	9,240	7,186	16,426
49	8,613	7,359	15,972	49	8,987	7,359	16,346	49	9,482	7,359	16,841
50	8,855	7,531	16,386	50	9,229	7,531	16,760	50	9,724	7,531	17,255
60	11,275	9,627	20,902	60	11,649	9,627	21,276	60	12,144	9,627	21,771
70	13,695	11,722	25,417	70	14,069	11,722	25,791	70	14,564	11,722	26,286
80	16,115	13,817	29,932	80	16,489	13,817	30,306	80	16,984	13,817	30,801
90	18,535	15,912	34,447	90	18,909	15,912	34,821	90	19,404	15,912	35,316
100	20,955	18,007	38,962	100	21,329	18,007	39,336	100	21,824	18,007	39,831

◆料金計算の具体例

例：口径13mmメーターで4月検針（2月検針からの2ヵ月間）で47m³使用した場合

まず、2ヵ月間の使用水量47m³を5月請求水量と6月請求水量とに振り分けます

47m³ ÷ 2 ⇒ 5月請求水量 24m³と6月請求水量23m³（余り1は、前月分へ加算）

それぞれの請求水量をもとに料金を計算します（消費税10%込み）
（合計額に1円未満の端数が生じたときは、切捨てます。）

5月請求分 24m³

水道料金		下水道使用料	
基本料金	990円	基本料金	890.47円
1m ³ ～10m ³	165円 (10m ³ ×16.5)	1m ³ ～10m ³	146.5円 (10m ³ ×14.65)
11m ³ ～20m ³	1,485円 (10m ³ ×148.5)	11m ³ ～20m ³	1,309.5円 (10m ³ ×130.95)
21m ³ ～30m ³	704円 (4m ³ ×176)	21m ³ ～50m ³	691.4円 (4m ³ ×172.85)
合計(税込み)	3,344円	合計(税込み)	3,037円
合計 6,381円 (水道料金 3,344円 下水道使用料 3,037円)			

6月請求分 23m³

水道料金		下水道使用料	
基本料金	990円	基本料金	890.47円
1m ³ ～10m ³	165円 (10m ³ ×16.5)	1m ³ ～10m ³	146.5円 (10m ³ ×14.65)
11m ³ ～20m ³	1,485円 (10m ³ ×148.5)	11m ³ ～20m ³	1,309.5円 (10m ³ ×130.95)
21m ³ ～30m ³	528円 (3m ³ ×176)	21m ³ ～50m ³	518.55円 (3m ³ ×172.85)
合計(税込み)	3,168円	合計(税込み)	2,865円
合計 6,033円 (水道料金 3,168円 下水道使用料 2,865円)			

水道料金・下水道使用料のお支払い方法

口座振替(自動払込)による方法

お客さまの預貯金口座から自動的に料金が引き落とされますので、お支払いの手間が省けます。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

◆お申し込みは

- ・最近の「領収証」または「水道等ご使用量のお知らせ」(検針票)など、お客さまの「水せん番号CD」がわかるもの
- ・預・貯金通帳
- ・印かん(通帳に使用しているもの)

上記3点をお持ちになり、下記の金融機関窓口へ直接お申し込みいただくか、上下水道局お客さまセンターへご連絡いただくと、申込用紙をお送りします。

◆振替開始は

お申し込みから振替開始まで約2ヵ月を要しますので、それまでは納入通知書にてお支払いください。また、振替開始は、別途ハガキでお知らせします。

◆振替日は

毎月25日です。残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月10日に再振替します。(金融機関が休みの場合は、翌営業日)

口座振替後「水道料金等領収証」を郵送します。

※上下水道局のホームページからでもお申し込みできます。
(一部の金融機関のみの対応となります。)



※経費削減のため領収証の発行の省略に取り組んでいます。ご協力をよろしくお願いします。

■取り扱い可能な金融機関 (令和7年4月以降)

銀 行	肥後・熊本・みずほ・三井住友・りそな(※1) 福岡・西日本シティ・十八親和 長崎・大分・豊和・宮崎・鹿児島・南日本・北九州
信 用 金 庫	熊本・熊本第一・熊本中央
農業協同組合	熊本市・熊本宇城・鹿本
そ の 他	ゆうちょ銀行(郵便局)・九州労働金庫・熊本県信用組合 横浜幸銀信用組合

※1 りそな銀行は、口座振替のみの取り扱いとなります。

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

納入通知書による方法

上下水道局から郵送します「**納入通知書**」をご持参のうえ、以下のいずれかにより払い込みください。

◆納期限について

下図のように記載してあります。**必ず納期限までに払い込みをお願いします。**

The image shows three examples of water utility payment notices (納入通知書) from the Kumamoto City Water and Sewerage Bureau. Each notice contains a table of charges and a payment deadline circled in red.

Example 1 (Left):

請求年月分	納期限
〇〇年〇〇月請求分	〇〇年〇〇月25日
水道料金 (円)	3,344
下水道使用料 (円)	3,037
合計金額 (円)	6,381

Example 2 (Middle):

請求年月分	納期限
〇〇年〇〇月請求分	〇〇年〇〇月25日
水道料金 (円)	3,344
下水道使用料 (円)	3,037
合計金額 (円)	6,381

Example 3 (Right):

請求年月分	納期限
〇〇年〇〇月請求分	〇〇年〇〇月25日
水道料金	3,344円 (304)
下水道使用料	3,037円 (276)
合計金額	6,381円 (580)

◆金融機関による方法

- ・前頁に記載の金融機関

※ゆうちょ銀行については、九州管内（沖縄を除く）に限ります。

◆コンビニエンスストアによる方法

- ・納入通知書でご確認ください

※取り扱い可能なコンビニエンスストアについては、随時更新しますのであらかじめご了承ください。

◆モバイル決済による方法

- ・Pay Pay ・PayB ・au Pay ・楽天ペイ
- ・d払い ・楽天銀行コンビ二支払いサービス

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

いろいろな届出と申請

届出の際は、水せん番号CD、住所、氏名、電話番号などをお知らせください。
電話での受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

上下水道のご使用を「開始」するとき

- ・「電話」「郵送」「インターネット」のいずれかでお届けください。
- ・郵送の場合、玄関や郵便受けに取り付けてある青いビニール袋に入っている「**上下水道使用申込書（口座振替申込書兼用）**」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。
- ・「申込書」がない場合や水が出ない場合は、電話でご連絡ください。



上下水道のご使用を「中止」するとき

- ・引越しが決まったときは**水道料金等の清算**が必要ですので、引越しの4～5日前までに、「**最後にお使いになる日**」「**移転先住所**」「**お支払方法**」等をご連絡ください。
インターネットでも届出できます。
- ・ご使用中止の届出がないと、実際に使用していない場合でも届出があるまでの期間の基本料金がかります。ご注意ください！
- ・実際のご使用期間に対して請求時期が遅れています（1ページ参照）ので、最後の清算料金は、2～3ヵ月分を一括でお支払いいただくことになります。

ご使用者の名義が変わるとき

- ・上下水道ご使用者の名前、口座名義、共同住宅等の総代人（お支払いの代表者）が変更になる場合は、電話でご連絡ください。
- ・給水装置（13 ページ参照）の所有者が変更になる場合は、**給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152** までお問い合わせください。（書類の提出が必要となります）

インターネットでも届出ができます

ご使用開始・中止の届出はインターネットでも 24 時間受け付けています。詳しくは上下水道局ホームページをご覧くださいか、右の2次元コードから直接アクセスしてください。



■上下水道のご使用に関する届出方法一覧（目的別）

	電 話 (平日8:00～17:15)	郵 送 (切手不要)	インターネット (24時間)
使用開始	○	○	○
使用中止	○	×	○
名義変更	○	×	×

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

給水装置工事のお申し込みは指定給水装置工事事業者へ

◆工事のお申し込みは

給水装置の新設・改造・修理等の水道工事は、必ず熊本市上下水道局の指定給水装置工事事業者へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

※工事業者については、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事事業者の一覧表でご確認ください。

◆工事をお申し込みの際の注意点

- ・複数の指定給水装置工事事業者から見積書を取ること。
- ・工事内容や費用についてよく説明を受けること。
- ・工事後の修繕などアフターサービスについて十分確認すること。

◆工事費用

- ・工事費用は、お客様のご負担です。(金額は使われる材料や工事の規模に応じて異なります)。
- ・その他に上下水道局にお支払いいただく手数料等が必要です。(費用については「表1」をご覧ください。)
- ・上下水道局では工事費用の見積は行っていないので指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

※給水管の引き込み工事をお考えの方で隣接する道路の工事が行われる場合、工事費用(道路部分の舗装復旧費)が安くなる場合があります。

◆加入金とは

- ・新たに水道を引くお客様に、水道施設の整備・拡張費の一部を負担していただくものです。

表1

メーター 口径	加入金 (消費税10%込)	設計審査 手数料	工事検査 手数料	工事費用
13mm	66,000円	1,000円	2,500円	お客様負担 ※見積は指定給水工事事業者に 依頼してください
20mm	132,000円			
25mm	198,000円		5,000円	
40mm	660,000円			
50mm	1,320,000円		7,000円	

◆家を解体するときは上下水道局へ届出が必要です

- ・給水管を道路境界が配水管(道路)上で支障をきたさないように止める必要があります。
- ・申し込みは指定給水装置工事事業者へお願いします(お客様のご負担です)。

■連絡・お問い合わせ

給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152

排水設備工事は、指定工事店で

排水設備工事をするときは、必ず熊本市上下水道局が指定した「排水設備指定工事店」へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

指定工事店は、基準にあった設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事金額の請求や粗悪工事、粗悪品の使用などをなくして、安心して工事をまかせることができるように、熊本市上下水道局が指定したものです。

必要書類の作成・届出や工事費の融資あっ旋・利子補給制度等の諸手続についても、皆さんのお手伝いをします。

家屋の新築・増改築等をされるとき排水設備工事についても、指定工事店で行なければなりません。(下水道条例第7条)

- 各工事店が、直接皆さんのご家庭を訪問して排水設備の工事について勧誘にくる場合もありますので、必ず指定工事店であることを確認して申し込んでください。

排水設備工事は、お客様の費用負担により「排水設備指定工事店」との契約で、行われるものです。

◆排水設備工事の進め方



※排水設備指定工事店は、給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153へお問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口を設置している一覧表でご確認ください。